

兵庫県告示第390号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項に基づき、するめいかに関する令和4管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和4年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県するめいか漁業	現行水準